

請願・陳情の願意が「意見書の提出を求める」場合に添付する

意見書案の作成見本

〇〇〇〇を求める意見書（案）

（例） 〇〇〇〇のようになっている。
〇〇〇〇では、〇〇〇〇と定められている。
このように〇〇〇〇とする必要がある。
よって、国におかれては、前述の趣旨を踏まえ、
〇〇〇〇を〇〇〇〇とされるよう強く要望する。

記

- 1 〇〇〇〇とすること。
 - 2 〇〇〇〇とすること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
（提出先）
（例）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
〇〇〇〇大臣

提出は、必須要件ではありませんが、本市議会に意見書の提出を求める場合に、その趣旨を明確に把握する意味で、請願・陳情提出者が求める願意などを記載した意見書案文の提出をお願いしています。

（請願・陳情の願意が妥当と判断された場合は、提出された意見書案文を調整することもあります。）